

油漏れ事故にご注意ください！



灯油などの油漏れ事故が毎年県内で発生しています。油を漏らしてしまうと、回収、処理に多大な費用がかかります。

●油が漏れてしまうと

油漏れ事故が発生すると、火災の原因となるばかりか、河川や道路等に流出し、水質汚染や農業被害、自然環境、人の健康にも影響を与える恐れがあります。

そのため、オイルフェンス、油吸着マットの設置・回収・処理や汚染土壤の撤去・処理などを行います。

これらの費用は、**事故を起こした人の（原因者）負担**になりますので、油類の取り扱いには十分注意してください。

石川町でも原因者負担として、
30万円程度の事例があります。

●油が流出してしまったら

被害を最小限にするため、発生または発見したらすぐ下記連絡先にご連絡ください。

●連絡先

- 福島河川国道事務所 河川管理課 024-546-4331
- 福島県県中地方振興局 県民環境部 環境課 024-935-1503
- 石川警察署 26-2191 ○石川消防署 26-3161
- 役場生活環境課 26-9122